

絵本の里剣淵町に住もう！！

元町町道北2条通沿い町有地を分譲します



1. 土地の所在 ①上川郡剣淵町元町 19 番 7
②上川郡剣淵町元町 19 番 11
2. 宅地の種類 自ら居住する住宅を建設するための住宅用地であること。
3. 分譲区画数 2 区画
4. 面積及び価格 別図『区画・面積・価格一覧表』のとおり
5. 分譲の条件

次の各号の条件を満たす人に分譲する。ただし、希望者多数の場合は選考及び抽選を行う。

- (1) 自己が居住する住宅を建設するための宅地を必要としていること。
- (2) 土地売買契約を締結した日から 3 年以内に自己の住宅（専用住宅に限る。）を建設し、自ら居住することが確約できること（必ず当居住地へ住民票の異動をすること）。
- (3) 前号の条件を不履行の場合、原則として当該宅地を町に返戻しなければならないこと。この場合、返戻と同時に町が定める割合の違約金を支払わなければならない。
- (4) 契約による土地譲渡代金の支払い、その契約の履行が確実なこと。

6. 分譲申込方法

希望者は、次の方法で申し込むこと。

- (1) 期 間 令和 8 年 1 月 9 日（金）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
- (2) 場 所 剣淵町役場 総務課企画財務広報グループ（☎0165-26-9021）
- (3) 申込制限 1 世帯 1 区画のみに限る。

7. 代金支払方法

- (1) 土地売買契約締結後、ただちに土地売買代金の 10% の契約保証金を納付すること。
- (2) 土地売買代金は、契約締結後 60 日以内に全額一括払いとする。その際、契約締結後、納付していただいた契約保証金は売買代金の一部に充当しますので、上記納付期日までに納付していただくのは、売買代金から契約保証金の額を除いた金額となります。

8. 分譲決定方法

分譲の決定は、原則として次の方法で行う。

- (1) 令和 8 年度中に住宅を建設する人を優先して決定する。
- (2) 建設年次や区画が競合するときは、抽選により決定する。（日時については、別途通知する。）

9. 買戻し特約の設定

分譲した宅地の利用が目的に反した場合、これを買戻すために所有権移転の日から 5 年間の特約を設定する。買戻し特約の登記をする場合は、所有権移転登記と同時に付記する。

10. 所有権移転

所有権移転は、土地代金完済後とし、登記手続きは町が行い、これに要する経費は、購入者の負担とする。

1 1. 土地の引き渡し時期

土地代金完済の時を引き渡し時期とする。

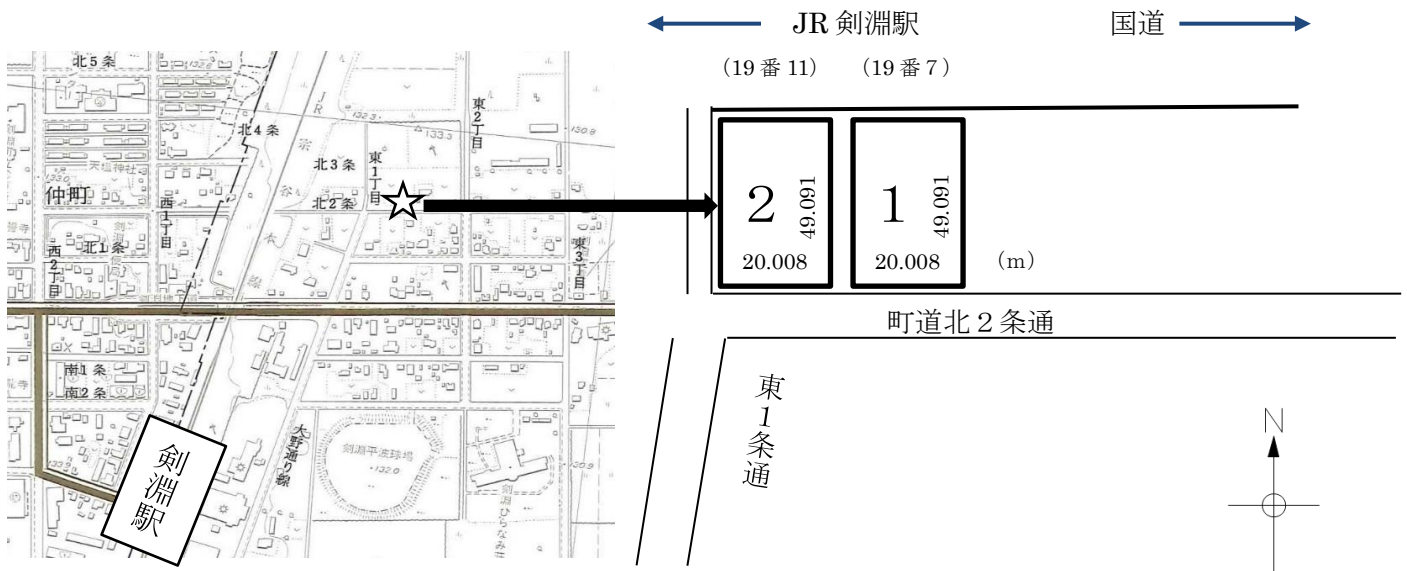
1 2. 建築物等の制限

- (1) 土地売買代金を完済しないうちは、その宅地内に建物、作工物及び庭木等を施設してはならない。
- (2) 居住のための住宅以外に使用する建物は建築を禁止する。ただし、車庫又は住宅に必要な収納庫は除く。

1 3. その他の留意事項

- (1) 分譲地の譲受人は、当該宅地に居住するまでの間は、常に除草、清掃、環境美化に努めなければならない。
- (2) 分譲地に係る公課等の負担は、所有権移転後は譲受人が負うものとする。

《元町19番7、11町有地》分譲地



※簡易水道・下水道完備

※JR 剣淵駅まで徒歩約 10 分

申込み受付期間：令和8年1月9日(金)から2月 27 日(金)まで

区画・面積・価格一覧表

所在	区画 番号	地番	地目	面積		価格	備考
				(㎡)	(坪)		
元町	1	19番7	宅地	982.23	297.65	700,000円	1㎡当たり 713円
	2	19番11	宅地	982.23	297.65	700,000円	1坪当たり 2,352円

※1坪=3.3㎡で計算した目安です。

※お問い合わせ 剣淵町役場 総務課企画財務広報グループ

☎ 0165-26-9021